

山形県県土整備部建設工事一般競争入札における総合評価落札方式実施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、県土整備部が所掌する建設工事に係る総合評価落札方式の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 総合評価落札方式 価格のほかに、価格以外の技術的な要素を評価の対象に加え、品質や施工方法等を総合的に評価し、技術と価格の両面から最も優れたものをもって申込みをした者を落札者とする方式をいう。
- （2） 標準型 総合評価落札方式において、総合的なコスト、工事目的物の性能・機能、環境配慮及び安全対策等の視点から技術提案等を求め入札参加者の施工実績や工事成績評定点等と合わせて評価を行う形式をいう。
- （3） 簡易Ⅰ型 総合評価落札方式において、技術的課題への対応についての施工計画や品質管理等を求め入札参加者の施工実績や工事成績評定点等と合わせて評価を行う形式をいう。
- （4） 簡易Ⅱ型 総合評価落札方式において、入札参加者の施工実績や工事成績評定点等により評価を行う形式をいう。

（工事の選定）

第3条 総合評価落札方式の対象工事は、設計金額（消費税及び地方消費税を含む。）が1千万円以上の工事で、知事若しくは山形県事務代決及び専決事務に関する規程（昭和28年12月県訓令第49号）第4条の規定による工事請負の支出負担行為に関する専決者（以下「契約担当者」という。）が必要と認めた次の各号に該当する工事とする。

- （1） 標準型の対象工事は、技術的工夫の余地が大きい工事で、技術的課題があり特別な施工技術を要する以下のいずれかに該当する工事とする。
 - ア 入札参加者の提示する性能、機能、技術等（以下「性能等」という。）によって、工事価格に、工事に関連して生ずる補償費等の支出額及び収入の減額相当額並びに維持更新費を含めたライフサイクルコストを加えた総合的なコストに相当程度の差異が生ずると認められる工事
 - イ 入札参加者の提示する性能等によって、工事価格の差異に比べて、工事目的物の初期性能の持続性、強度、安定性などの性能・機能に相当程度の差異が生ずると認められる工事
 - ウ 環境の維持、交通の確保、特別な安全対策、省資源対策又はリサイクル対策を必要とする工事であって、入札者の提示する性能等によって、工事価格の差異に比べて対策の達成度に相当程度の差異が生ずると認められる工事
 - （2） 簡易Ⅰ型の対象工事は、技術的工夫の余地が小さい一般的な工事のうち、技術的課題はあるが特別な施工技術を要しないと認められる工事とする。
 - （3） 簡易Ⅱ型の対象工事は、技術的工夫の余地が小さい一般的な工事のうち、技術的課題が特にないと認められる工事とする。
- 2 前項各号の総合評価落札方式の対象工事は、原則として、総合評価における施工上の技術的課題チェックシート（別紙1）により分類するものとする。

（学識経験者の意見の聴取）

第4条 契約担当者は、落札者決定基準を定めようとするときは、あらかじめ2名以上の学識経験者

の意見を聴かなければならない。

また、当該意見聴取において、併せて、当該落札決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて意見を聴くものとし、改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ、2名以上の学識経験者の意見を聴かなければならない。

（落札者決定基準の決定）

第5条 落札者決定基準については、山形県県土整備部所管事業入札参加者選定等審査会（以下「審査会」という。）で決定するものとする。

（入札の公告）

第6条 契約担当者は、総合評価落札方式で発注しようとする場合は、入札公告に、次に掲げる事項を明示するものとする。

- （1） 当該工事が総合評価落札方式の対象工事であること。
- （2） 総合評価を行う事由
- （3） 総合評価の方法に関すること。
- （4） 入札参加資格の欠格に関すること。
- （5） 落札者の決定方法に関すること。

2 標準型、簡易Ⅰ型及び簡易Ⅱ型に係る標準公告例及び標準入札説明書例は、別に定める。

（技術提案を求める範囲）

第7条 発注者は、入札参加資格確認申請に併せて、標準型にあつてはV E 提案書及び技術資料の提出を、簡易Ⅰ型及び簡易Ⅱ型にあつては技術資料の提出を求めるものとする。

- 2 標準型において技術提案を求める範囲は、設計及び施工方法等に関するもので、原則として設計図書において指定されたもののうち、総合評価落札方式による評価方法によって県に有利となる調達が可能な提案を期待できるもので、民間の技術開発等を積極的に活用することが適切と認められるものの中から、工事の特性に応じて定めることとする。
- 3 技術提案については、当該工事の目的及び内容に応じ、事業上の必要性等の観点から評価項目を設定するものとするが、当該工事に係る契約期間内に、その評価した性能等が確認できるものに限るものとする。

（技術提案等の審査）

第8条 入札参加希望者から提出されたV E 提案書及び技術資料の審査は、審査会において行うものとする。ただし、技術資料の審査については、評価の対象項目に対応する施工計画や品質管理に係る技術的な所見（以下「技術的所見」という。）に関するものに限る。

- 2 当該工事を所管する課長（以下「所管課長」という。）は、標準型又は簡易Ⅰ型に係る前項の審査を行う場合は、必要に応じて入札参加希望者に対して、あらかじめ、ヒアリングを実施するものとする。
- 3 V E 提案書の審査に当たっては、性能等の確保、施工の確実性・安全性及び標準案と比較した経済性並びに目的物への影響等の評価を行い、V E 提案書の採否及び入札参加希望者の技術力の評価値（以下「加算点」という。）を決定するものとする。
- 4 前項のV E 提案書の採否については、一般競争入札（条件付）参加資格確認結果通知書（別記様式1）により、その旨及びその理由を通知するものとする。

- 5 技術的所見の審査に当たっては、与条件との整合性、理解度、対応方針の裏付け等を評価して採否及び加算点を決定するものとする。
- 6 入札参加希望者及び配置予定技術者の技術的能力並びに地域貢献活動の実績の評価について疑義が生じた場合は、審査会において審査を行うものとする。

（総合評価落札方式に対する質問）

第9条 入札の公告の日以降、入札参加希望者から任意の書面により当該総合評価落札方式に関する質問がなされた場合には、所管課長は、すみやかに回答書を作成し、閲覧に供するものとする。

（入札の実施）

- 第10条 標準型における入札の実施において、第8条第4項によりV E提案書が採用された入札参加者は、当該提案に基づき入札に参加できるものとし、V E提案書が採用されなかった入札参加者は、標準案に基づき入札に参加することができるものとする。
- 2 簡易I型における入札の実施において、入札参加者は、提出した技術的所見に基づき入札に参加することができるものとする。

（総合評価の方法）

- 第11条 総合評価は、入札参加者から提出されたV E提案書及び技術資料と入札価格に基づき、次のいずれかの方法により評価値を求めるものとする。
- （1） 加算方式 入札価格を一定のルールにより点数化した価格評価点と、価格以外の要素を点数化した技術評価点を足し合わせて、評価値を算出する。
 - （2） 除算方式 価格以外の要素を数値化した技術評価点を価格で除して、評価値を算出する。

（落札者の決定）

- 第12条 総合評価落札方式における落札者は、次に掲げる要件のうち必要なものを満たす者で、かつ、前条の評価値が最も高い者とする。
- （1） 入札価格が予定価格の制限の範囲内にあること。
 - （2） V E提案書又は技術的所見（以下「V E提案書等」という。）が、V E提案書等に対して要求する要件を全て満たしていること。
 - （3） 除算方式における評価値が、基準評価値（標準点を、予定価格で除した数値）を下回っていないこと。
- 2 評価値の最も高い者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定する。
 - 3 入札者名、入札金額、落札者名及び落札金額の公表は、入札結果（別記様式2－1、別記様式2－2）により行うものとする。

（責任の所在等）

- 第13条 発注者がV E提案書等を適正と認めることにより、当該V E提案書等に基づく工事に関する建設業者の責任が軽減されるものではない。
- 2 発注者は、V E提案書・技術資料 内容履行確認書（別紙2）によりV E提案書等の履行を確認することとし、履行がされなかった場合は、工事成績評定の減点や契約金額の減額を行うものとする。
 - 3 前項の履行がされなかった場合の措置の決定は、審査会が行うものとする。

（提案内容の取扱い）

第14条 VE 提案書等の内容が一般的に使用されている状態となった場合、県は提案者に通知することなく県が発注する工事に、無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案についてはこの限りでない。

（評価値に係る説明要求）

第15条 簡易Ⅱ型の入札参加者は、入札結果に示された自身の評価値に係る説明を落札者の決定の日から起算して4日以内（山形県の休日を定める条例（平成元年3月県条例第10号）に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）に求めることができるものとする。

2 所管課長は、前項の求めについて、説明要求を受理した日の翌日から起算して3日以内（県の休日を除く。）に、評価値に係る説明書（別記様式5）により回答するものとする。

（提案書類の作成費用）

第16条 VE 提案書等の作成に要した一切の費用は、入札参加希望者の負担とする。

（その他）

第17条 この要綱に定めのない事項については、「山形県建設工事一般競争入札（条件付）実施要綱」及び「総合評価落札方式運用ガイドライン」の関係規定によるものとする。また、これにより難しい事項については、必要に応じて別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成21年5月15日以後に入札公告を行う工事から適用する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成23年5月1日以後に入札公告を行う工事から適用する。

附 則

この要綱の全部改正は、平成24年5月1日以後に入札公告を行う工事から適用する。

附 則

この要綱の全部改正は、平成26年1月6日以後に入札公告を行う工事から適用する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成26年5月1日以後に入札公告を行う工事から適用する。ただし、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）に伴う適用税率に係る改正については、平成26年4月1日以後に入札公告を行う工事から適用する。

附 則

この要綱の全部改正は、平成27年7月1日以後に入札公告を行う工事から適用する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成30年7月17日以後に入札公告を行う工事から適用する。

附 則

この要綱の一部改正は、令和元年7月1日以後に入札公告を行う工事から適用する。

附 則

この要綱の一部改正は、令和2年7月1日以後に入札公告を行う工事から適用する。

附 則

この要綱の一部改正は、令和3年3月1日以後に入札公告を行う工事から適用する。

附 則

この要綱の一部改正は、令和3年3月29日以後に入札公告を行う工事から適用する。

附 則

この要綱の一部改正は、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱の一部改正は、令和3年7月1日以後に入札公告を行う工事から適用する。

附 則

この要綱の一部改正は、令和4年7月1日以後に入札公告を行う工事から適用する。

附 則

この要綱の一部改正は、令和5年1月1日以後に契約予定の入札公告を行う工事から適用する。

附 則

この要綱の一部改正は、令和5年7月1日以後に入札公告を行う工事から適用する。

附 則

この要綱の一部改正は、令和5年10月1日以後に入札公告を行う工事から適用する。

附 則

この要綱の一部改正は、令和5年12月22日以後に入札公告を行う工事から適用する。

附 則

この要綱の一部改正は、令和6年7月1日以後に施行例を行う工事から適用する。

総合評価における施工上の技術的課題チェックシート

工事名：

チェック欄

イ：施工上の技術的課題の該当の有無。

ロ：当該技術的課題に対して特別な施工技術の要否。

項目	区分	チェック		施工上の技術的課題
		イ	ロ	
工事目的物の 性能・機能	性能・機能			補償を要する工事で、工期の短縮が補償費の削減につながる。
				施工数量により、設備の機能・性能が向上する。
				材料の特別な品質管理が求められる。
				施工にあたり、特別な施工管理が求められる。
				土の締固め具合について管理を要する。
				豪雨時等の土砂の流出対策を要する。
				コンクリートの特別な品質管理、出来形管理が求められる。
				重要構造物で、特にコンクリートの耐久性が求められる。
				交通量の多い道路等で、走行性・低騒音が求められる。
				市街地を通る道路等で低騒音が求められる。
				舗装材の敷均し時の特別な温度管理が求められる。
				鋼橋部材、鋼材の溶接について品質の確保を要する。
				構造物の内部状況や自然状況に応じて、施工方法の変更等の臨機応変な対応が必要。
				その他（ ）
社会的要請	近接施工			鉄道営業線があり、施工に配慮を要する。
				架空線があり、施工に配慮を要する。
				地下埋設物があり、施工に配慮を要する。
				民家があり、施工に配慮を要する。
				病院・学校等の重要施設があり、施工に配慮を要する。
	現道環境			施工にあたり、交通規制が伴う。
				施工にあたり、歩行者・自転車の安全対策に配慮を要する。
	水質汚濁			水質汚濁防止の対策が必要。
				地下水遮断の対策が必要。
	振動・騒音			施工にあたり、騒音・振動対策が必要。
	大気汚染			施工にあたり、大気汚染対策が必要。
				施工にあたり、粉塵対策が必要。
	臭気			施工にあたり、臭気対策が必要。
	地盤沈下			施工にあたり、地盤沈下対策が必要。
	揮発性有機化合物			施工にあたり、ホルムアルデヒド等の揮発性有機化合物の対策が必要。
	環境			自然保護区域内や希少動植物への配慮が必要。
	工程管理			施工期間、施工時間帯等の制限があり、工程管理に配慮を要する。
	その他			()

以上により下記の入札方式とする。（該当に“○”を記入）

- （ ）イかつロの項目がある。（施工上の技術的課題があり、特別な施工技術を要する）
 ……総合評価落札方式（標準型）による一般競争入札
- （ ）イだけの項目のみ。（施工上の技術的課題があるが、特別な施工技術を要しない）
 ……総合評価落札方式（簡易Ⅰ型）による一般競争入札
- （ ）イに該当する項目がない。（施工上の技術的課題が特にない）。
 ……総合評価落札方式（簡易Ⅱ型）による一般競争入札を検討する。

V E 提案書・技術資料 内容履行確認書

工 事 名： 工 事

(入札公告等に示した項目を記入)		当初の 加算点 (α)	履行確認		
技術提案又は技術的所見の評価項目	技術提案 加算点の 最大値 (A)		確認の方法及び状況等	確認結果 (達成) (一部達成) (不達成)	達成度合い に応じた 加算点 (β)
技術提案					
施工計画					
品質管理					
合 計					

年 月 日

総括監督員

別記
様式 1

番 号
年 月 日

(商号又は名称 代表者氏名) 殿

山形県知事 氏 名

一般競争入札（条件付）参加資格確認結果通知書

先に確認申請のあった下記の工事に係る一般競争入札参加資格の審査結果を、下記のとおり通知します。

記

公 告 日	年 月 日	
工 事 名		
入札参加資格の有無及びその理由	有 ・ 無	
	入札参加資格がないと認めた理由	
V E 提案に基づく入札の可否及びその理由	可 ・ 否	
	V E 提案に基づく入札を不可と認めた理由 又は可と認めた場合の条件	

(注) 入札参加資格がないと認められた者又はV E 提案が採用されないと認められた者は、詳細理由について、 年 月 日まで書面により 課（室）へ説明を求めることができます。

入札結果

工事名	施行番号
工事場所	
入札日時	予定価格 (税抜き)
調査基準価格 (C)	基準評価値 (標準点 / 予定価格 (円) × 1 百万)

第 番号	第 回	標準点 (a)	加算点計 (b)	品質等 権美点 (c)	技術 評価点 (a+b+c) (A)	入札価格 (B) 円	予定価格 入札価格	入札価格 調査基準 価 格	評価値 (A)/(B) 又は(C) ×1百万	評価値 ≧ 基 準 評価値	順位	備考
1												
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												
11												
12												
13												
14												
15												

(注) 1 落札金額は、上記の金額に消費税及び地方消費税を加算した額とする。(円未満切捨て)
2 評価値の表示は、切り捨てにより小数点以下3桁とするが、同値により落札者が判定できない場合は判定できる桁まで表示する。
3 入札参加者の評価値算出において、入札価格が調査基準価格を下回る場合は調査基準価格を用いて算出する。

入札結果

工事名
工事場所
入札日時
調査基準価格(C)

施行番号

予定価格(税抜き)

基準評価値(標準品/予定価格(円)×1百万)

第 回 番号	入札者	標準品 (a) 点			企業の能力			技術者の能力			地域貢献度				品質等 標準品 (c) 点	技術 評価点 (a+b+c) (A) 点	入札価格 (B) 円	予定価格 と 入札価格	入札価格 と 調査基準 価格	評価値 (A)/(B) 又は(C) ×1百万	評価値 と 基準 評価値	順位	備考
		施工実績	工事成績	工事顕彰	ICT等 活用	施工経験	工事成績 評定	継続教育 (CPE)	実地証明	若手・女性 技術者	遗体2日等 実地証明書	災害 協定等	ろうきん 等、NPO等	災害復旧 工事	道路除雪 業務	主たる 営業所	作業船	加算点計 (b) 点					
1																							
2																							
3																							
4																							
5																							
6																							
7																							
8																							
9																							
10																							
11																							
12																							
13																							
14																							
15																							

(注) 1 落札金額は、上記の金額に消費税及び地方消費税を加算した額とする。(円未満切捨て)
2 評価値の表示は、切り捨てにより小数点以下3桁とするが、同値により落札者が評定できる桁まで表示する。
3 入札参加者の評価値算出において、入札価格が調査基準価格を下回る場合は調査基準価格を用いて算出する。

別記
様式 5

年 月 日

(商号又は名称 代表者氏名) 殿

部局長 (総合支庁長) 名

評価値に係る説明書

説明要求のありました入札結果に示された評価値に関する回答は以下のとおりです。

工 事 名	
回 答 事 項	